

向日葵

ひまわり

第238号

平成27年4月号



今月の表紙：立川 昭和記念公園／写真：所沢市 三宅正人さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
平成27年度税制改正大綱	6—7
第1回税に関する絵葉書コンクール	8
地域の名所	9
社労士column	10
会社紹介	11
東村山法人会セミナーのご案内	12

租税教室実施報告ほか	13
法人会入会案内	14
人人	15
確定申告陣中見舞い	16
ブロック等活動状況	17—18
法人会行事のご案内	19
表紙応募写真のご紹介	20



公益社団法人東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

今回からこのコラムを担当します税理士の倉知です。

今回は、3月決算の会社であれば期首から3ヶ月以内の6月末までには決定をしなければならない役員報酬についてお話します。

役員報酬額の決定が 税額を左右する

役員報酬をいくらにするかで会社の利益が大きく変わります。

役員報酬を下げすぎると会社の利益が想定以上に大きくなり、それに伴い負担する法人税額も大きくなります。逆に役員報酬を大きくすると個人の所得税と住民税が高くなり、また会社が赤字になると金融機関からの評価が下がり借入に苦勞をすることになります。会社と個人トータルでの残余資金のことまで考えると、役員報酬額の決定にはどの経営者も頭を悩ませます。

法人税と所得税の最高税率 (住民税含む)

法人税

34%

<

所得税

55%

個人の所得が4000万円を超える所得税の最高税率では、所得税の方が法人税より約20%も税率が高くなります。会社と個人のトータルでの残余資金を考えるには法人税と所得税の両方を検討する必要があります。

役員報酬は、期首から3ヶ月以内に決定しなければならないので、今期の業績予測を立てて金額を決定することになります。次の簡単な事例で考えてみましょう。

	前期実績	当期計画1	当期計画2	当期計画3
売上	2000	2500	2000	1500
役員報酬	1200	1500	1200	1200
利益	800	1000	800	300
法人税	240	300	240	90
税引後利益	550	700	550	210

前期の実績から当期の事業計画を立てたとき、当期計画1のように売上の増加が500見込めるとした場合に、計画通り売上が伸びるのであれば役員報酬を300上げたいが、当期計画2・3のように前期と同様か減少したら増額はしたくない、そんなとき役員報酬はいくらにしますか？

こんなときは、「事前確定届出給与」の制度を使うと、次のように金額を決定することができます。

①毎月の給与	年 1200	(月100)
②期末賞与	期末 300	
年間報酬	合計 1500	

この期末賞与の支払日は期末日以前にする必要があります。期末近くに予定通り実績が伸びていれば300の期末賞与を支払い、伸びていなければまったく支払わないことができます。

この期末賞与を会社の損金として経費に計上するための制度が、「事前確定届出給与」です。

ただし、①毎月の給与も②期末賞与も会社の損金として経費処理するためにはいくつか

役員の給与と賞与は計画的に！

税理士 倉知 万里子

の要件を満たす必要があります。以下でその主要要件について解説していきます。

1 毎月の給与・毎月同額であること！

毎月同額の金額を支払うことで、会社の損金として経費処理するものです。

これは、毎月同額の金額であることが要件で、その金額の変更は、期首から3ヶ月以内と定められています。それ以外の時期に金額を増額した場合には、増額分は会社の損金とならなくて法人税を支払い、かつ、社長の給与所得として所得税も支払うことになってしまいます。基本的に一度決めた役員報酬額は業績の状況に関わらず事業年度を通して変更できません。（一定の要件で変更が認められるものもあります。）

2 期末賞与・事前に届出を出すこと！

誰に・いつ・いくら支払うかということを事前に税務署に届出書を提出し、かつ、届け出た通りに支払いをすれば、その役員賞与は会社の損金として経費処理出来るというものです。

いつまでに届け出るかという点、通常は株主総会の決議日（決算確定の日）から1ヶ月以内となりますので、株主総会の決議日にもよりますが、決算日から数えて約3ヶ月以内ということになります。

金額の変更はNG！

事前に届け出るものなので、支払う時に比べて金額の変更は認められません。1か0で、全額払うかまったく支払わないかの決断が必要です。届け出た金額と違う金額を支払うと、その支払った金額は会社の損金とはならず、法人税と所得税を支払うことになります。

役員が複数人いる場合には、それぞれの役員に対していくら支払うかを届出時に確定をしなければいけません。

また、この事前確定届出給与は職務執行期間を通してのものになりますので、賞与の回数を多くしてしまうと、原則的にそのうちの1回でも予定通りの支払が行われないと、届け出た金額通りに支払った部分までが損金にならないという状況も発生してしまいます。

まとめ

役員報酬の額は、事業計画があって初めて決められることです。これから先のプラス要素もマイナス要素も含めてしっかりした事業計画を作成することは、経営者である社長の最低限行わなければいけないことです。一方で、税法も毎年改正が行われていきますので、信頼できる専門家に相談し法人税・所得税の税コストも含めて役員報酬額を検討することをお勧めします。

Profile | 倉知 万里子



会計事務所及び一般企業の経理を約10年経験後、平成26年8月に河野周輔税理士と税理士法人を設立。二人体制で高品質のサービス提供を目指して活動する一方、無料相談などに積極的に参加。

事務所 税理士法人 倉知河野

本店 豊島区東池袋 1-20-2

西東京事務所 西東京市ひばりが丘 4-6

TEL 03-5960-5057 FAX 03-5960-5058

e-mail mariko.kurachi@kurachikono.jp

URL <http://kurachikono.jp>

税 務 署 だ よ り

平成 26 年分所得税及び復興特別所得税の期限内申告並びに期限内納付にご協力を賜り、ありがとうございました。おかげさまでもちまして、所得税等の確定申告事務も無事に終了しました。この場をお借りして、お礼申し上げます。

確定申告が間違っていたら……

確定申告書を提出した後で、計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「**更正の請求**」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

手 続

更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

期 間

更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

● 平成 23 年分から平成 26 年分・・・法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「**修正申告**」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。

手 続

修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

期 間

修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限(平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税は平成 27 年 3 月 16 日(月)、消費税及び地方消費税は平成 27 年 3 月 31 日(火))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

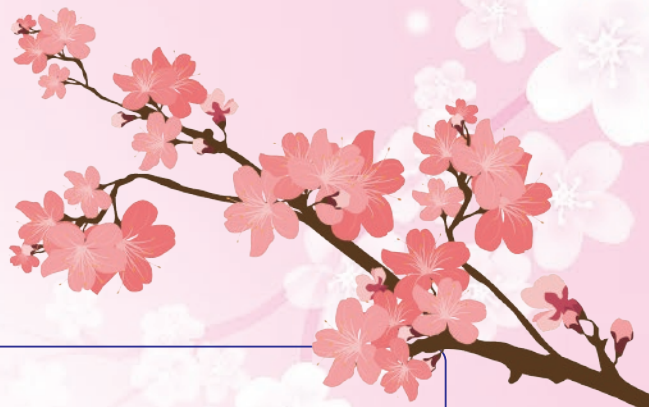
確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

申告・納税は簡単・便利なe-Tax・eLTAXで!

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です。

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。



未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- 1 脳の機能を低下させるおそれがあります
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- 3 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 未成年者の飲酒を禁じる法律があります

未成年者の飲酒防止に関する法律

未成年者(20歳未満の者)の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

未成年者飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 酒類小売業者は、未成年者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者への助言と従業員等の指導を行う「酒類販売管理者」を選任することとされていますが、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に対して、未成年と思われる者に対する年齢確認の徹底など、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより未成年者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「未成年者飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 未成年者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

税に関する情報は、国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

平成27年度 税制改正大綱 法人税率の引き下げ 盛り込まれる!

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人税率の引き下げをはじめ、課税ベースの拡大等により、法人課税を成長指向型構造に変え、企業の競争力を高め景気回復を後押しするという方向性を前面に出しているところが特徴と言えます。
主な内容をお知らせします。

法人税関係

■法人税率の引き下げ

法人税の税率が、現行の25.5%から23.9%に引き下げられます。これにより法人実効税率は現行の34.62%から32.11%(東京に所在する法人の実効税率は35.64%から33.10%)になります。平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

■中小法人の軽減税率の特例の延長

中小法人の軽減税率の特例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者が経営改善設備を取得した場合に、取得価格の30%特別償却又は7%税額控除ができるもので、その適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度について現行の80%から次のとおり段階的に引き下げられます。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

- 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度 65%
 - 平成29年4月1日以後開始する事業年度 50%
- また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年

から10年に延長されます。平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■受取配当金の益金不算入制度の見直し

保有割合の高い支配目的の株式の受取配当金については、100%益金不算入としつつ保有割合が現行の25%から1/3超に引き上げられます。保有割合5%以下の株式は非支配目的の保有として、受取配当金の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられます。

■所得拡大税制の見直し

雇用者給与等支給増加割合の要件について、中小企業者であれば平成28年4月1日以後開始する適用年度から5%以上が3%以上に、中小企業者以外は平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度から5%以上が4%以上に緩和されます。

■外形標準課税の拡大

大法人の法人事業税のうち1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大され、これにあわせて所得割の税率が引き下げられます。平成27年4月1日以降開始事業年度と、平成28年4月1日以降開始事業年度と段階的に実施されます。

所得税関係

■NISAの拡充

ジュニアNISAが創設されます。これにより未成年者でも口座開設できることになりました。

た(年間投資上限額は80万円)。平成28年以降利用できるようになります。

また、現行NISAの年間投資上限額が、平成28年から年間120万円(現行100万円)に引上げられます。

■国外転出をする場合の譲渡所得の特例の創設

海外へ移住する際に、有価証券等を有する場合、その含み益について課税する仕組みで、含み益が1億円以上ある場合に適用され、富裕層の国外転出対策と位置付けられます。なお、含み益のある有価証券等が、贈与・相続等により非居住者に移転した場合にも、含み益について課税されます。平成27年7月1日以後の国外転出、贈与・相続等について適用されます。

■国外に扶養親族がいる場合の取扱い

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等が義務化されます。年末調整や源泉徴収、確定申告の際に、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要となります。平成28年分の所得税から適用されます。

■ふるさと納税の拡充

地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限を1割から2割に引上げ、確定申告が不要な「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。住民税の控除限度額の引き上げは平成28年度分以後の住民税に適用されます。

相続税・贈与税関係

■事業承継税制の拡充

贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行なう場合に、贈与税の納税義務が免除されます。

■住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月末まで延長され、消費税が10%に引き上げられてからの住宅取得であれば、最大で3,000万円までが非課税となります。

■結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

20歳以上50歳未満の個人の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託した場合に、一人につき1,000万円(結婚は300万円)までは贈与税が非課税となります。平成27年4月1日以降の贈与に適用されます。

■教育資金の一括贈与制度の延長・拡充

直系尊属からの教育資金の一括贈与制度について、その適用期限が平成31年3月31日まで延長され、特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通勤定期代、留学渡航費が加えられます。

消費税関係

■消費税率10%への引き上げ時期の変更等

消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更されることになりました。それに伴い、転嫁対策措置法も平成30年9月30日まで延長されます。

■外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者向けの輸出物品販売場の免税手続について、免税手続カウンターを設置する事業者に代行させることが可能となります。また、外航クルーズ船が寄港した際に、臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度が設けられます。いずれも、平成27年4月1日以降適用されます。

■国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国外事業者が国境を越えて行なう電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引が消費税の課税対象となります。平成27年10月1日から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



東村山法人会 平成27年度本部研修会

一般の方も
ご参加ください

申込不要
入場無料

講師 田崎 史郎氏 (時事通信社解説委員)

日時 平成27年5月21日(木) 16時20分開催

会場 パレスホテル立川 (立川市曙町2-40-15)

税制研修会を開催します

演題

平成27年度税制改正について

講師

東村山税務署法人課税担当官

どなたでも参加できます。

参加費無料!

日 程	時 間	場 所
4月23日(木)	16時40分～17時	東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
4月24日(金)	16時～16時20分	
5月11日(月)	16時～16時20分	
5月8日(金)	17時～17時20分	東久留米商工会館(東久留米市幸町3-4-12)
5月13日(水)	16時～16時30分	清瀬商工会館(清瀬市松山2-6-23)
5月14日(木)	18時～18時30分	西東京市民会館(西東京市田無町4-15-11)
5月15日(金)	16時～16時20分	ブリヂストンクラブ(小平市小川東町1-18-15)

第1回 税に関する絵はがきコンクール

この絵はがきコンクールは、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのか、ということを小学生の皆さんに知っていただき、理解と関心を深めていただくため、小学生を対象に実施しました。

第1回目となる今回は、アトリエMix 絵画教室の講師である井上昭寛氏を審査員にお招きし、女性部会役員で審査し、法人会長賞1点、女性部会部会長賞2点、優秀賞2点、佳作1点を選出いたしました。

心のこもったご応募ありがとうございました。

※学校名、学年は応募当時のものです。



女性部会長賞

西東京市立上向台小学校5年
山口 大豪



法人会長賞

江戸川区立南葛西第二小学校1年
長谷川 桃香

高橋 陽那
西東京市立柳沢小学校5年



女性部会長賞

長谷川 実咲
江戸川区立南葛西第二小学校4年

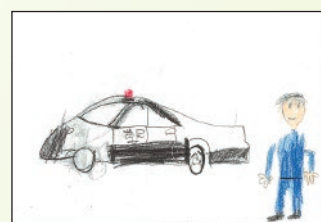


優 秀 賞



優 秀 賞

西東京市立田無小学校1年
齋藤 叶芽



佳 作

西東京市立柳沢小学校2年
中島 瑞樹

小平市

「玉川上水緑道」

地域の名所

玉川上水

天正十八年(一五九〇)徳川家康が江戸に居城を定め、こえて慶長八年(一六〇三)この地に幕府を開くにおよび、居住するものが増加して、飲料水に不足を生じたが、井の頭の池を水源とする神田上水等により、一応の解決を見た。しかし、寛永十二年(一六三五)三代將軍家光の諸大名参勤交代の制定からは、江戸の人口が急激に膨脹し、再び飲料水に苦慮した。そこで幕府は、多摩川からの引水を計画した。この計画に対し、工事を願い出たのは、江戸の町人庄右衛門、清右衛門の兄弟であった。

承応二年(一六五三)幕府は、この願い出を許可して工事費、金七二百両を与え、工事に着手させた。兄弟は、老中松平信綱の家臣、安松金右衛門の設計を取り入れて、同年四月に着工、同十一月に羽村の取り入れ口から四谷大木戸まで、四十三キロの水路を開き、翌三年六月、江戸城内をはじめ、町々への給水を完成した。幕府は完成した水路五ヶ所に水番屋を設けて見廻らせる一方、要所三十二ヶ所に高札を立て、水を汚すものを取締った。玉川上水開さくの目的は、江戸市中への飲料水の供給にあったが、水の乏しい武蔵野の開発にも寄与し、上水完成の翌年には野火止用水への分水、ついで明暦三年(一六五七)には小川、砂川、国分寺の三分水が許可された。その後、武蔵野の村々から相ついで分水の願い出があり、許可された数は、三十三ヶ所におよび、未墾の武蔵野の開拓をたすけ、今日の繁栄をまねいたのである。

玉川上水は飲料水として用いられていました。そのため、水の清浄と美観を保つため両岸にはマツやスギが植えられていました。今も武蔵野の面影をとどめるように、上流にはクスギ、コナラ、マツ、そして下流にはシデ、エゴノキなどの林が並びます。

春には、サクラ、初夏の新緑、秋は紅葉、そして冬木立と四季を通して、自然の美しさを楽しむことができます。また、玉川上水沿いには数々の史跡がありますが、小平市には野火止用水などがあります。



東村山市

地域のイベント情報

第26回「東村山春の緑の祭典」

日時 4月29日(祝)
午前10時～午後3時(式典は午前10時30分から)

会場 都立東村山中央公園(富士見町5-4-67)
※雨天時は式典のみ富士見小学校で行います。

問合せ みどり公園課 ☎042-393-5111(代)

“みどりは地球の宝物”をテーマに「東村山春の緑の祭典」を開催します。

- アトラクション(ミニSL、模擬店、PRコーナーなど)
- 緑の絵画、写真展示(募集終了)
- 野菜、植木、花の販売

共催 緑を守る市民協議会

先人の知恵に学ぶ

「柏もち作り講習会」

清瀬市

清瀬の柏の葉を使って
季節の食べ物「柏もち」を作り、試食します

日時 5月21日(木)午前9時30分～正午

場所 清瀬市郷土博物館(清瀬市上清戸2-6-41)

参加費 600円

定員 先着15人

申込み 5月1日(金)から電話で
清瀬市郷土博物館(☎042-493-8585)まで

マイナンバー制度の衝撃！①

3月7日の日本経済新聞の朝刊で「マイナンバー 企業手探り」「厳格管理 企業に要求」等々の記事を目にされた方は多かったのではないかと存じますが、まだあまりピンとこないのではないのでしょうか！？

ただ法律である以上、企業としては即刻対応せざるを得ません。

1 本制度成立の沿革と現状は

2013年5月24日、全国民に個人番号を付番し、個人を一意に特定することを可能とする法律(以下「番号法」、通称：マイナンバー)及び関連法が成立しました。そして時系列では

- ①2015年10月 国民への個人番号の通知。
- ②2016年1月 個人番号の利用開始。
- ③2017年1月 国機関での情報連携の開始。
- ④2017年7月 自治体を含めた情報連携の開始等々に向けシステム改修、業務運用の見直しなどが実施されています。

2 本制度導入の目的は

- ①行政サービスの手続きを簡素化する
- ②税金や社会保険料を徴収し易くする

等々、その利用範囲は、年金・労働・福祉・医療分野の社会保障関係が約8割、残り2割が税申告等の税分野と被災者支援等の災害対策分野になります。

3 本制度導入する場合の企業の問題点は

- ①社会保障手続(健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入等々)や納税手続には全て個人番号が必要となるので、その取得・保管・利用・廃棄を極めて厳格に行わねばなりません。なぜなら、個人番号は社会保障や納税等に関わる内容がフルパッケージとなっているため、その漏洩等は本人に甚大な損害を及ぼすことになるからです。
- ②そのために個人番号の漏洩、盗用、不正アクセス等は、違法行為として最高4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科(法第67条)と規定されています。
- ③導入済のアメリカや韓国では成りすまし犯罪が多発しており、過去3年間で被害人数1,170万人、年間平均被害総額5兆円(アメリカ司法省報告)とも言われ、具体的には以下のようなケースが報告されています。
 - ・税の還付金の不正受給
 - ・亡くなった人の番号を流用して生命保険金を不正受給
 - ・子供の父兄に成りすまし、学校に侵入して児童誘拐
 - ・殺人犯が他人の番号を流用して捜査対象から逃れる(ジョン・リスト事件)

国の周知活動が遅れた面は否めませんが、事実上本年10月までに社内体制を整備し、年末までに従業員の個人番号の取得・保管を万全にしておく必要があるのです。

(一部 (株)ISO 審査登録機構資料から引用)

筆者紹介 石津 雄美 (いしづ たかよし)

H.27.2.1現在

石津社労士事務所 所長[特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属]
 オールフォーオール 代表[経営コンサルタント、国分寺商工会員、国分寺市役所行政協力相談員、
 板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、
 シーツー(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム＝AFAC主宰)]



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年：第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格-特定社労士資格取得

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
 TEL/FAX 042-321-2586
 携 帯 TEL 090-1738-7991
 e - M A I L 07159596012@jcom.home.ne.jp
 携 帯 H P http://www.just.st/7162591

久米川さくら通り接骨院

地域の皆様から信頼される
接骨院づくりを目指して



平成20年1月に久米川駅南口に開業させて頂き今年で8年目になります。屋号のさくら通り接骨院の名は、当院の周りは春になると桜に囲まれ、目の前の通りの名も「さくら通り」と言う事で院名に使わせて頂きました。私は大学まで柔道をやっておりまして大変怪我が多く、接骨院に通う事が多くこの業界に興味があり自分でもやってみたいと言う気持ちを持ち大きくなり、柔道整復師の学校に入学し7年の研修を経てこの地で開業させて頂きました。

当院が最も大事にしている理念は

- 一、地域密着の医療を目指す。
- 一、患者様の痛みを取り除く努力を惜しまない。
- 一、些細な意見も無駄にせず向上心を持って治療を行う。
- 一、施術所施術者は常に清潔に保つ。
- 一、元氣よく丁寧で解りやすい説明をするように心がける。



としております。特に当院では、問診時の説明に力を入れていて、判断の難しい症例には、超音波画像観察装置を活用し痛みの原因究明に努めております。痛みの原因は一人一人違います。ですので治療方法も変わってきます。それに対応する為に治療の選択肢を増やす為、手技療法の方法を初め、多くの物理療法器具を揃えております。特にスポーツ選手の治療では、オステオトロンと言う機械で骨ゆめの期間を最大で40%早め、又EMSなどを併用し筋力を落とさず早期の復帰に取り組んでおります。

今後の目標は、開業時に決めた先程の理念を着実に実行し、地域の皆様から信頼される院作りをして行きたいと思っております。

●皆様ぜひお越し下さい



久米川さくら通り接骨院

院長 井上 照康

所在地 〒189-0013 東村山市栄町 2-30-59 サンリット久米川1F

TEL 042-397-0638 FAX 042-316-8733

H P <http://www.kumegawa-sakura.com/>

施術時間	月	火	水	木	金	土
午前 AM8:00~12:30	○	○	○	○	○	※
午後 PM2:30~8:00	○	○	○	○	○	

※土曜日AM8:00~PM1:00 休診:日・祝祭日

東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	5月18日(月)	13時30分～16時
決算法人説明会	6月2日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	5月27日(水)	13時30分～16時
税務教室「役員給与について」	5月19日(火)	15時～16時
税務教室「交際費について」	6月10日(水)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

e-TaxとeLTAX講習会を同時開催



東村山税務署
法人課税第1部門の講師



立川都税事務所
法人事業税係の講師

2月17日(火)13時30分、東村山法人会館において地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)と国税電子申告・納税システム e-Tax(イータックス)講習会が続けて開催されました。それぞれ立川都税事務所担当官と東村山税務署担当官を講師としてお招きし、eLTAXの利用開始手続き及び地方税申告データ作成方法と e-Tax による法人税の電子申告の要領を当会館備付のパソコンを活用しつつ学びました。

中小企業会計啓発・普及セミナー

2月5日(木)13時より東村山法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による第2回目の「平成26年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。中小企業診断士、平野経営法務事務所代表の平野泰嗣氏を講師にお迎えし、中小企業会計要領に基づいた適切な会計処理による決算書を作成することの意義・必要性及びそれを実務に活かし経営力を高めるためのポイントを学習しました。

平野泰嗣氏



青年部会

租税教室を開催しました

2月14日(土)13時25分、青年部会による租税教室(出前授業)を小平市立小平第十一小学校において6年生3クラスを対象に合同授業として開催しました。今回の講師は西東京ブロックの塩月監査幹事と石井幹事が担当し、1億円レプリカで生徒の気持ちを引き付けながら、クイズ形式による授業で小学生にもわかりやすく税金の大切さを伝えました。



左)塩月監査幹事 右)石井幹事

青年部会

プロレスでハッピー

平成27年3月5日(木)、東村山市サンパルネにて埼玉県蕨市を本拠地とする、女子プロレス団体アイスリボンさんをお招きして、マットを使っの試合・トークショーを東村山法人会青年部会主催の地域活性化事業として行いました。

アイスリボンさんは「プロレスでハッピー」をモットーに専業レスラーから学生、OL、主婦、タレントや役者なども参加している団体です、選手たちが一生懸命に戦っている姿をみて元気になってもらおうと興業やイベントを行っております。

通常プロレスはリングを使用して行いますが、アイスリボンさんはリングを設置できないところでもマットを利用して試合を行っております、東日本大震災の被災地でもこの方法で試合を行い現地の方々に元気と勇気を与えてきました。

今回もこの方式で試合を行って頂きました、生で見る迫力、彼女たちのがんばる姿を見て多くの方々元気を頂いたと思います。当日は、約100名の方にご来場頂き、素晴らしい事業が行えました。

アイスリボンさんは様々な地域貢献事業に参加されております、今後も青年部会が行う租税教室等の事業にもご協力頂き、青年部会の租税教育等の活動を周知できればと思います。

記 青年部会小平行政区 幹事 遠藤敏夫

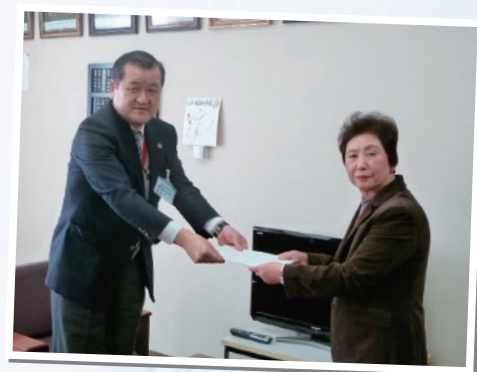


女性部会

タオル1本運動

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、病院等へ寄贈する「タオル1本運動」を行っています。

今年度は2月10日(火)に、平成24年度から昨年12月までに集まったタオル200本を、女性部会を代表して成松副会長が公立昭和病院に寄贈しました。



守富講師

東村山ブロック

新春研修会の報告

2月4日(木)17時10分より東村山法人会館で、東村山ブロック主催の新春研修会が開かれました。永年税務行政に携わってこられた税理士の守富哲夫氏を研修会の講師に迎え、「相続税改正と私達の生活」と題した講演を行っていただきました。

講演は、東村山市内のある中小企業の社長一家にまつわる相続問題を、守富講師が一人三役四役になって再現しながら解説するという、大変分かり易く興味深い内容であり、参加者全員熱心に聞き入っていました。

法人会にご入会下さい

① 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を行なっています。

② 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

③ 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介

自 平成27年1月1日～至 平成27年2月28日

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
清瀬支部	清瀬市松山1-4-21	(株)サンフォワード	中野 光雄	保険代理業	042-491-5008

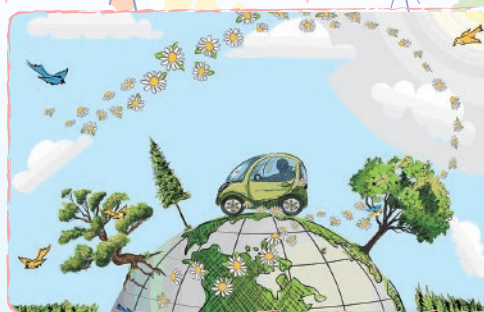
地球温暖化対策報告書の提出にご協力ください!!

東京都は、平成22年度に都内全ての中小規模事業所を対象として、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を東京都へ報告する“地球温暖化対策報告書制度”を創設しました。

東村山法人会を含む東京法人会連合会は、本制度創設時より積極的に協力しています。

なお、本報告書を提出していないと、省エネ設備等導入時の中小企業者向け省エネ促進税制(法人事業税・個人事業税の減免)を受けることができません。

ご興味のある方は法人会事務局までお気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ 法人会事務局 TEL: 042-394-7654



ひとひと

柳コウリーひとひと



西東京第2支部 支部会計

西潟 克夫さん

昭和28年新潟県三条市上京、和洋寝具問屋、台東区浅草駒形2丁目に就職修業が始まる。毎日朝5時からの修業はさほど苦にはならなかった。

昭和36年春店主(社長)の許しを頂き、6月に板橋区中根橋にて寝具卸商として独立する。3畳、6畳の二間の店を借り兼仕事場としてミシン1台、500円の荷物用自転車を買った。この自転車は蒲田、大森、渋谷、三軒茶屋、本郷、大塚、神宮その他の地区の小売店に手作り商品を納品する。週1回を目標に納品する。疲れましたが儲かりました。この時代は自転車が優先でしたから走れたことでしょう。借金もしたがこの時代楽しく商売ができました。

ある時店主から暖かいお言葉をいただきました。そのお言葉とは、「1ヶ月30日としてまず10日で家賃を稼ぐ、次の10日で借金を返す、残りの10日は生活費にする、これを目標に働け、働け！」と励ましのお言葉をいただきました。この励ましのお言葉をいつも頭に入れ実行することができた。



そして昭和37年春には自動車(中古)を買うことができました。自転車よ、ありがとう。

この時代は健康が第一、今日もそうだがオリンピック前でもあり健康で働ければ働いただけの報いがあった。楽しく商売が出来たように思う。

昭和38年2月に田無市北原町に平屋一軒家を購入することができた。現在もこの場所で商売を続けています。西東京市民として生活していくつもりです。昭和38年に田無市に移ってから昭和43年2月に有限会社ニシガタを設立し、新たな販売方法を考えて進む。販売を行政及び量販店に替えることにする。その販売方法が軌道に乗り販売数も寝具なら1000単位の卸販売にした。

商社及び量販店との取引も良くなっていく。昭和57年には室内装飾に力を入れることにし、業種を寝具及びカーテン業として現在に至ります。

現在は会社は縮小し2人で交差点に向かって明るく楽しく歩んで行きます。そして、湯治をしながら悪い処を治して行きます。

健康で明るく笑って暮らしたい。

(有)ニシガタ代表取締役



第3回通常総会

日時 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 14:00

場所 パレスホテル立川(立川市曙町 2-40-15)

※引き続き同会場において本部研修会と交流会を開催します。

お問合せは 東村山法人会 TEL 042-394-7654

東村山法人会

第22回厚生親睦チャリティゴルフ大会

同封のチラシを
ご覧ください

日時 平成 27 年 6 月 4 日 (木) スタート 8 時 ※雨天決行

場所 高坂カントリークラブ (東松山市高坂 1916-1)

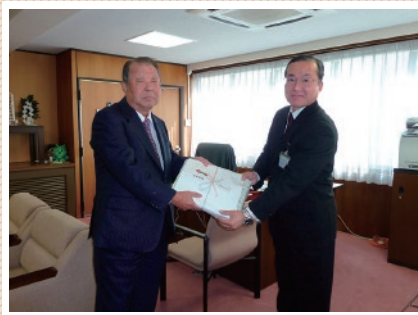
大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 TEL 042-394-7654



確定申告陣中見舞い

2月4日(水)東村山税務署署長室において、東村山法人会小川会長より東村山税務署齋藤署長へ確定申告期の陣中見舞いとして法人会特製ボールペンを進呈しました。

左) 小川会長 右) 齋藤署長 ▶



生活習慣病健診を実施しました

2月中旬から下旬にかけて平成 26 年度第 2 回目の一般財団法人全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が法人会館、田無タワー、東久留米スポーツセンターで行われました。本健診は法人会員である経営者とその従業員、ご家族の皆様のための福利厚生事業であり割引価格で行えます。検査は健診項目によって 3 コースから選べ、オプション検査も追加できます。来年度の第 1 回目は 7 月に予定しています。是非ご利用下さい。

◀ 健診会場

東村山ブロック・西東京ブロック・清瀬支部 新年賀詞交歓会

東村山ブロック、西東京ブロック、清瀬支部において新年賀詞交歓会が開催されました。

	日 時	会 場
東村山ブロック	2月4日(水)18時15分～	東村山法人会館
西東京ブロック	2月24日(火)18時30分～	日本海庄や田無店
清瀬支部	2月6日(金)17時～	清瀬商工会館



東村山ブロック



西東京ブロック



清瀬支部



東村山第1支部 日帰り研修会



苺狩り会場

平成 27 年 2 月 22 日(日)、東村山第 1 支部の日帰り研修会を実施致しました。ほしみ印刷(株)社長町田副支部長の司会により、私、支部長高萩の挨拶に続いて(有)多摩湖ツーリスト社長池田様の行程説明後研修会がスタートしました。

今回は、くつろぎの邸くにたちにて会食、苺狩りツアーです。途中ハーブ園、ワイン工場を見学して綺麗な花を観たり、鯉に餌をあげたりして、又ワイン工場では試飲を楽しみ、その後会食所にて大変美味しい食事をしながら会員の皆様と親睦を深める事が出来ました。入浴する事もでき、又岩盤浴も楽しめ皆様とてもリフレッシュ出来た事と思います。

苺狩りではちょっと面倒くさい説明を頂いた後、大変美味しい苺のデザートを沢山食べて満足し、苺園を後にしました。

帰りのバスではビンゴ大会を行い、カラオケも楽しみました。会員の皆様と和気あいあいとした1日を一緒に過ごし、無事に東村山に到着致しました。ご参加頂いた皆様のご協力でもとても楽しい日帰り研修会となりました。お疲れさまでした。

記 支部長 高萩武博

2月1日(日)東村山第4支部は、24名の参加者を得て、熱海方面に向け早朝7時に秋津から出発しました。東名高速を経て、最初の目的地、アサヒビール神奈川工場に到着。休日のため工場は稼働していませんでしたが、ビールのできる工程を見学させて頂いた後、各種ビール、飲料水を試飲し、満足して工場を後にしました。

熱海温泉(サンミ倶楽部)にて、昼食(食事の量、内容皆大満足)最上階の展望風呂に浸かり日頃の疲れを癒して頂きました。梅が少し咲き始めた梅林を横目に見ながらバスは三島大社に到着。参拝、記念写真後のんびりと見学しました。

帰路沼津にて海産物等のショッピング。車中では恒例のビンゴゲーム、カラオケ等を行い、楽しみ会員の親睦を図ることができました。今後も法人会に協力をお願いして、散会しました。

記 支部長 肥沼賢

東村山第4支部 日帰り研修会



みんなで記念撮影

東村山第6支部 ボウリング大会

平成 27 年 2 月 16 日(月)久米川ボウルにおいて午後 6 時 30 分より 55 名の参加で和気あいあいとした雰囲気の中開催されました。会員事業所の中には 10 名が参加したところもあり賑やかな行事となりました。終了後は豪華?景品の授与が参加者全員にあり、皆喜んでおりました。日頃交流のない会員同士の話も弾み有意義なひと時となりました。



がんばるぞ〜

小平第1支部 厚生・親睦ボウリング大会を開催



東大和グランドボウルにて

小平第1支部親睦ボウリング大会を3月12日(木)に開催致しました。当日は会員各社から多数のご参加を頂き、交流と親睦を深め合う意義のあるひと時となりました。

参加会社数 21 社・参加人数 63 名(男性 47 名、女性 16 名)でした。

これもひとえに地区委員皆様のご理解とご協力、並びに会員各社の温かい各種ご協賛を頂きました賜物とありがたく心より感謝申し上げます。

ご参加の皆様には変化にとんだ各種賞品、個性あふれる副賞の数々、又個々への参加賞も喜んで頂き、全員でのジャンケン大会にて大盛り上がりの中、最後は一本締めにて無事終了。

笑顔と握手の中での解散となりました。実行委員の皆様にはご苦労さまでした!

記 猪上高行

西東京第1支部 一泊研修会

西東京第1支部は2月22日(日)、23日(月)に23名の参加者で福島支援を目的に雪の塔のへつり、大内宿と周辺の山の景色は素晴らしい感動を受けました。宿泊ホテルでは深い親睦を計ることが出来ました。雪の鶴ヶ城、猪苗代湖とも二度も感動を受けました。参加者皆さんも忘れられない思い出になると思います。次回も一泊研修がいいと全員が賛同し無事帰着しました。

記 西東京第1支部 白川義勝



はいチーズ



韭山反射炉にて

西東京第2支部 日帰り研修会

3月4日の出発前は小雨でしたが直ぐに止み天候になんとか恵まれ車中より富士山の山合いを眺めることが出来ました。研修会参加者17名で三嶋大社を参拝し、韭山反射炉と沼津港大型水門びゅうおを見学して有意義な研修ができ、和気あいあいの内に無事帰宅することができました。

記 支部長 野口忠

東久留米第2支部 日帰り研修旅行

今回の研修「YOKOSUKA」軍港めぐり&中華食べ放題は、曇り時々弱雨と天候にはあまりめぐまれませんでした。2月18日7時30分小型観光バスで、東久留米を出発し10時30分横須賀の軍港に到着。1853年、ペリー率いる黒船艦隊が横須賀の浦賀に来航してから今日まで軍港整備をすすめる横須賀港は世界でも有数の近代的軍港になりました。米海軍の原子力空母「ジョージワシントン」他10隻の米海軍艦隊が母港としており、又海上自衛隊の全艦船を指揮する司令部があります。海上自衛隊の護衛艦、潜水艦等々日米の迫力ある軍艦を間近で見るクルージングを体験し、携帯電話で軍艦の写真撮影をしたり、参加者全員がハイテンションでした。

その後中華街へ移動、中華食べ放題に挑戦。全員その食欲にはビックリでした。中華街自由散策後帰路へ。車中ビンゴゲームを楽しみ、17時30分東久留米に帰着し、解散となりました。



YOKOSUKA軍港めぐりの参加者

法人会行事のご案内

平成27年3月31日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
4/22(水)	14:00	第1回広報委員会	法人会館	5/21(木)	14:00	第3回通常総会	パレスホテル立川
4/23(木)	16:00	第3回女性部会報告会	//	//	16:20	本部研修会	//
4/24(金)	17:30	第3回青年部会報告会	//	//	18:10	交流会	//
5/8(金)	16:00	第3回東久留米支部合同報告会	東久留米商工会館	5/22(金)	10:00	ビジネスマナー研修	法人会館
5/11(月)	17:30	第3回東村山支部合同報告会	法人会館	5/27(水)	13:30	新設法人説明会	//
5/13(水)	17:30	第3回清瀬支部報告会	清瀬商工会館	6/2(火)	13:30	決算法人説明会	//
5/14(木)	17:00	第3回西東京支部合同報告会	西東京市民会館	6/4(木)	8:00	第22回厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
5/15(金)	17:25	第3回小平支部合同報告会	ブリヂストンクラブ	6/10(水)	15:00	税務教室	法人会館
5/18(月)	13:30	決算法人説明会	法人会館	6/16(火)	14:00	個別融資相談会	//
5/19(火)	14:00	個別融資相談会	//	6/17(水)	13:00	労務経営相談会	//
//	15:00	税務教室	//	6/18(木)		第3回理事会	//
5/20(水)	13:00	労務経営相談会	//				

第3回支部合同・部会報告会を開催します

支 部	日 に ち	時 間	場 所
東村山支部	5月11日(月)	17時30分	東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
小 平 支 部	5月15日(金)	17時25分	ブリヂストンクラブ(小平市小川東町1-18-15)
西東京支部	5月14日(木)	17時00分	西東京市民会館(西東京市田無町4-15-11)
東久留米支部	5月8日(金)	16時00分	東久留米商工会館(東久留米市幸町3-4-12)
清 瀬 支 部	5月13日(水)	17時30分	清瀬商工会館(清瀬市松山2-6-23)
青 年 部 会	4月24日(金)	17時30分	東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)
女 性 部 会	4月23日(木)	16時00分	東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

お問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

事務局職員の採用

3月2日付けで齊藤浩次長が採用となりました。
東村山法人会の発展の為、努力致しますので、宜しくお願いします。

齊藤浩次長 ▶



応募作品をご紹介します

本紙の表紙を飾る写真を募集しています。



東村山市 佐々木原幸一さん



東村山市 高尾進次郎さん



誤記のお詫び

第237号(2月号)の表紙に掲載しておりました発行年の記載に誤りがございました。訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

誤 平成26年2月号

正 平成27年2月号

ー立川都税事務所からご案内ー

法人事業税・都民税 税務署出張受付について

立川都税事務所では、毎月月末の申告期限の日に、東村山税務署庁舎内にて法人事業税・都民税の出張受付を行っています。

平成27年度の出張受付の実施日は下記のとおりです。



～平成27年度の出張受付実施日～

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4/30 (木)	6/1 (月)	6/30 (火)	実施 せず	実施 せず	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	実施 せず	実施 せず	実施 せず	実施 せず

*受付時間：午前 9:30 ～ 12:00 / 午後 1:00 ～ 4:30

*受付書類：法人事業税・都民税申告書、法人設立・設置届、異動届出書
(出張受付では照会・証明・用紙交付等はいませんのでご了承下さい)

ご案内

- ・7～8月及び12～3月は出張受付を行いません。ご注意ください。
- ・郵送の場合は「申告期限」の消印日まで期限内申告となります。
- ・電子申告「eLTAX」はご自宅やオフィスのパソコンからも申告できます。ご活用ください。

eLTAXホームページ

<http://www.eltax.jp>

東京都主税局ホームページ

<http://www.tax.metro.tokyo.jp>

お問合せ先

東京都立川都税事務所 法人事業税係 | TEL 042-523-3171(代)

公益社団法人東村山法人会報[238号] 平成27年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL:042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁
無
断
転
載